

議案第67号

取手市火災予防条例の一部を改正する条例について

取手市火災予防条例（昭和37年条例第69号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

火災予防に関する総務省令（対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令）が改正され，急速充電設備の全出力の上限が200キロワットまで拡大されるとともに，当該上限の拡大に伴い急速充電設備の位置，構造及び管理に関する基準の細目が改められることを踏まえ，本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるほか，所要の整理を行うため，本条例の一部を改正するものです。

取手市火災予防条例の一部を改正する条例

取手市火災予防条例（昭和37年条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。))で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。))第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。))の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。))であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。))で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。))である場合をいう。以下同じ。))を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)から(19)まで (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。))で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。))第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。))の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。))であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。))で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。))である場合をいう。以下同じ。))を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)から(19)まで (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備</p>

(固体高分子型燃料電池，リン酸型燃料電池，溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項，第17条の2並びに第44条第11号において同じ。)の位置，構造及び管理の基準については，第3条第1項第1号(アを除く。)，第2号，第4号，第5号，第7号，第9号，第17号(ウ，ス及びセを除く。)，第18号及び第18号の3並びに第2項第1号，第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2から5まで (略)

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して，電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては，建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし，不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは，この限りでない。

(2)から(4)まで (略)

(5) 充電を開始する前に，急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い，絶縁されていない場合には，充電を開始しない措置を講ずる

(固体高分子型燃料電池，リン酸型燃料電池，溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項，第17条の2並びに第44条第10号において同じ。)の位置，構造及び管理の基準については，第3条第1項第1号(アを除く。)，第2号，第4号，第5号，第7号，第9号，第17号(ウ，ス及びセを除く。)，第18号及び第18号の3並びに第2項第1号，第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2から5まで (略)

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して，電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。))に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 充電を開始する前に，急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い，絶縁されていない場合には，充電を開始しない

こと。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)から(12)まで (略)

(13) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

い措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7)から(11)まで (略)

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充

電設備を自動的に停止させること。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17)及び(18) (略)

2 (略)

(水素ガスを充填する気球)

第17条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(8)まで (略)

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

ア 屋外の通風の良い場所で行うこと。

イ (略)

ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。

エ (略)

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10) 水素ガスが90容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行うこと。

(11) (略)

(12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと。

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(13)及び(14) (略)

2 (略)

(水素ガスを充てんする気球)

第17条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(8)まで (略)

(9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。

ア 屋外の通風のよい場所で行なうこと。

イ (略)

ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行なうこと。

エ (略)

オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行なうこと。

(10) 水素ガスが90容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行なうこと。

(11) (略)

(12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行なわないこと。

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

<p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から<u>次に掲げる距離のうち</u>、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)から(13)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(劇場等の客席)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>第36条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 客席の避難通路は、<u>次に定めるところ</u>によらなければならない。</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、<u>次の各号に掲げるものを設置しようとする者は</u>、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p><u>(10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)</u></p> <p><u>(11)から(14)まで (略)</u></p> <p><u>(15) 水素ガスを充填する気球</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から<u>次の各号に掲げる距離のうち</u>、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)から(13)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(劇場等の客席)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>第36条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 客席の避難通路は、<u>次の各号に定めるところ</u>によらなければならない。</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち<u>次の各号に掲げるものを設置しようとする者は</u>、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p><u>(10)から(13)まで (略)</u></p> <p><u>(14) 水素ガスを充てんする気球</u></p> <p>2及び3 (略)</p>
---	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の取手市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。